

南房総市観光アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、専門的な知識を持つ観光アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、観光団体その他関係団体（以下「観光団体等」という。）が抱える課題又は問題に対し、助言及び指導を行うことにより、本市の観光の発展及び振興を図ることを目的とする。

(派遣対象事業者)

第2条 アドバイザーの派遣は、市内に観光活動の拠点がある観光団体等を対象として行う。

(アドバイザーの選任等)

第3条 市長は、アドバイザーの派遣を受けようとする観光団体等と協議の上、派遣するアドバイザーを選任するものとする。

2 アドバイザーの派遣の人数は、1団体につき1人とし、その回数は、5回以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光団体等が抱える課題及び問題へのアドバイスに関すること。
- (2) 観光の発展及び振興につながる組織機能の強化並びに新分野進出及び新事業展開への取組のための助言及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(派遣の期間)

第5条 アドバイザーの派遣の期間は、第8条の規定によりアドバイザーの派遣を決定した日から当該日の属する年度の2月末日までを限度とする。

(派遣の費用負担等)

第6条 アドバイザーの派遣に要する費用（報償費及び旅費に限る。）は、予算の範囲内において、市が負担するものとする。

2 アドバイザーの報償費は、1時間当たり11,600円を上限とする。

(派遣の申請)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとする観光団体等は、観光アドバイザー派遣事業申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があつたときは、その内容を審査し、アドバイザーの派遣の可否を決定し、観光アドバイザー派遣事業決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定によりアドバイザーの派遣の決定の通知を受けた観光団体等は、申請した事項を変更し、又は中止しようとするときは、観光アドバイザー派遣事業（変更・中止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 アドバイザーの派遣を受けた観光団体等は、事業の実施後2週間以内に観光アドバイザー派遣事業実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 アドバイザーは、事業の実施後2週間以内にその内容を文書により市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 アドバイザーは、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行後、3年を超えない範囲内において、この告示の施行状況、社会情勢の変化その他の状況の変化を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。